



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年8月23日(金) 号外(第2号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	2
<b>訓 令</b>	
○群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	2

■規則

群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年八月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十四号

群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県知事の職務の代理に関する規則(平成十九年群馬県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一順位の項中「反町敦」を「津久井治男」に改め、同条第二順位の項中「荻澤滋」を「宇留賀敬一」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■訓令

群馬県訓令甲第二号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年八月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表共管事務の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 企画部に関すること。

第一条第一項の表副知事反町敦の担当事務の項中「反町敦」を「津久井治男」に改め、同表副知事荻澤滋の担当事務の項中「荻澤滋」を「宇留賀敬一」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---